平成２２年（フ）第４１７号
群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山3508番地２
債務者　飯ヶ浜和子
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４２６号
群馬県富岡市下高瀬201番地７
債務者　高橋　　光
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４２７号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田355番地13
債務者　高橋　利平
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４２８号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田355番地13
債務者　高橋　洋子
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５９号
群馬県藤岡市根岸117番地25
債務者　新井　初美
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６６号
群馬県高崎市飯塚町490番地　カツミマンション203号
債務者　田中　賢治
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１５１４号
埼玉県鴻巣市鎌塚２丁目11番24号
債務者　佐藤　正弘
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４３号
埼玉県上尾市大字原市4214番地３　ガーデンヒルズ206
債務者　北條　秀勝
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１６号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目606番地　グランドシティＳ―507
債務者　石黒　恭子（旧姓佐田）
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６９号
さいたま市見沼区大字大谷1618番地１　ヴィラ南平台105
債務者　土岐　嘉彦
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７０号
さいたま市見沼区大字大谷1618番地１　ヴィラ南平台105
債務者　土岐由美子
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１５号
埼玉県川口市芝富士１丁目26番16号
債務者　尾崎　　明
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３３号
埼玉県新座市畑中１丁目５番30号
債務者　金子千鶴子
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４５号
埼玉県上尾市富士見２丁目９番30号　富士見グリーンコーポ202、旧住所さいたま市桜区中島１丁目３番５―303号
債務者　佐々木　龍
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
埼玉県新座市片山２丁目６番23号
債務者　西垣　　馨
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３４号
さいたま市西区三橋５丁目1872番地１　グリーンハイツ102号室
債務者　田口さおり（旧姓小野寺）
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
さいたま市大宮区三橋１丁目599番地　大成第二マンション307号、旧住所さいたま市大宮区三橋４丁目113番地１　若葉荘203
債務者　中島　和宏
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
さいたま市大宮区宮町５丁目135番地６　パレス大宮201
債務者　石川　経美（旧姓笠原・渡辺）
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係